

# クレーン等安全規則の一部を改正する省令案の概要

## 1 制度の概要

- クレーン等安全規則において、積載荷重 1 t 以上のエレベーターを設置する事業者は、
  - ・設置届を労働基準監督署長に提出すること
  - ・エレベーターの設置後に落成検査を受けることとともに、建築基準法に規定する一定の建築物のエレベーターについて、
  - ・設置届とあわせて確認申請書、確認済証（※）を提出すること
  - ・エレベーターの設置後に検査済証を提出することとしている。
- （※）昇降機その他の建築設備を建築物に設ける場合（増設時）は、現在、確認済証提出は不要。
- また、積載荷重 0.25 t 以上 1 t 未満のエレベーターを設置する事業者は、
  - ・設置報告書を労働基準監督署長に提出すること
  - ・建築基準法の規定による検査を行った場合を除き、荷重試験を行うこととしている。

## 2 改正の内容

- 今般、建築基準法の改正により、クレーン等安全規則が引用する同法の条項にずれが生じたため、これを手当てする。
- 昇降機その他の建築設備を建築物に設ける場合も、確認済証の提出義務及び荷重試験免除の対象とする。

施行期日：公布日（予定）